

地域の会 質問・意見書

日付： 2025 年 5 月 19 日

氏名： 本間 保

新潟県

に対する

○質問

・ 意見（いずれか○）

Q1 根本的な問題。 国も採用しているはずの IAEA 深層防護の考え方によれば、第 4 層までの原子炉の安全対策が有効に機能せず、周辺への放射能汚染がある場合の対策として、第 5 層に避難計画が位置づけられている。 したがって、原発で事故が起きた場合にどのような避難するのかをきちんと決める避難計画でなければならない。

従って、県が避難における被爆量をシミュレーションするのであれば、最悪の状態における状況をシミュレーションすべきである。

国は、新規制基準の審査などをクリアしているから、福島級の汚染は想定しないでいいというような詭弁を弄しているが、上記、深層防護の考え方の基本に立てば、その様な言い逃れをすべきではないはずである。

今回のシミュレーションでは、福島原発事故の際のセシウム放出量の約 1 万分の一の量が放出されると想定している。

柏崎刈羽原発の事故の際は、放射性物質の放出が福島事故よりはるかに少ないとする理論的根拠を示して欲しい。

（新規制基準の審査をクリアしているからなどと言う理由でなく）

Q2 概要に、著しい炉心損傷の発生後、重大事故と対策が機能することにより原子炉格納容器は破損しないが、格納容器からの漏洩もしくはフィルターベント使用により放射性物質が放出されるケースを想定する。

とされているが、何故、以下のようなより悪いケースを想定しないのか、具体的な根拠を示して頂きたい。

著しい炉心損傷の発生後、重大事故と対策が機能せず、原子炉格納容器が破損して、放射性物質が放出されるケース。

フィルターベントがきちんと作動しないで放射性物質が放出されるケース

今回の検討では全く触られていないが、福島事故で最も心配されたケース。 すなわち、福島事故では全くの偶然で最悪の事態に至らなかった 4 号機の使用済み燃料プールの崩壊、または干上がりのようなケース。

Q3 全てのケースでフィルターベントが作動すべき時には想定通り機能するという前提で考えられているが、地上式フィルターベント装置については、泉田知事の時代に、装置の損傷の可能性が指摘され（地盤のずれによる）、知事との話し合いで、地下式フィルターベントが建設されることになったことは良く知られている。

本シミュレーションで記載されているフィルターベントが地震時などにも比較的健全と想定されている地下式フィルターベントを指すのであれば、以下の点が疑問である。

今回のシミュレーションは花角知事が再稼働を判断する重要な材料とされていると考えているが、地下式フィルターベントはまだ建設されていないと東京電力も答えている。であれば、存在しない安全装置を前提に、被曝量は少ないから再稼働の判断にするという事はある得ないのではないか？

そうしたシミュレーションであるが、フィルターベントが作動したとしても、住民に大量の被曝を強いる事が

分かった訳で、実効性のある避難計画というものが作成不可能であることが、改めて明らかになったのではないか？

また、フィルターベントが働かないまたは、機能せず放出が行われるという場合の検討を追加する予定はあるか。

Q4 今回のシミュレーションは、前提の想定が非常に緩やかで、この結果が現実を反映するとも思えない。それでも、一部のシミュレーションで、状況により IAEA の基準を超える被曝が起きるという結果であった。この IAEA の基準というのは、報告にも書かれているように、事故時 1 週間で 1 0 0 mSv という高値である。これは、ICRP が職業人（原発労働者）の線量限度としている年間 50 mSv の 2 年分に相当する。また、この値は毎時 595 μ Sv (0.5 mSv) となり、柏崎での通常の放射線量の実に 10 000 倍の線量である。一般住民が、3-4 日で、原発で働けなくなるほどの線量を被曝させられるという量である。

このような線量以下であれば、住民は被曝しても焦ることはなく、ケースによっては「基準に達する被曝を避けることができる」と見込まれる」と記載されているが、県民の安全を守るべき行政が、このような発想で考えている事に大きな怒りを感じ、慄然とせざるを得ない。

われわれは、このような大量被曝を前提とした避難計画を受け入れることは絶対にできない。

根本的に福島事故の 1 / 10 000 程度の放射性物質の放出でこのような大量被曝することになるとすれば、国の屋内退避の方針そのものが破綻しているのであり、現在の避難計画は破綻してしまっていると結論付けていいのではないか？

県に伺いたい。われわれ地域住民はなぜこのような高線量被曝を受容しなければならないのか？ その理由を、道義的、倫理的、県職員としての感情（このような被曝を県民に強いることに躊躇はないのか？ということ）の観点からきちんと説明して頂きたい。

Q5 原子力災害の避難計画においては PAZ においては、放射性物質の放出前に避難するというのが、これまでの基本的な考え方であった。我々の複合災害における早期避難御困難性の指摘や、昨年の能登半島地震で突きつけられた避難の困難さを前にして、国は 避難路が整備されない状態において、急いで避難することが生命の危険をもたらすものであるならば、屋内退避を優先すると方針を変更した。

これに伴い、住民の一定の被曝は避けられないことになり、少量の被曝は問題ないというキャンペーンが行われている。住民は決して少量ではない被曝を強制されていると感じているが、そのことについてはここでは述べない。

さて、国は屋内退避においては被曝の低減を図るためコンクリート製の建築物の内部に避難することを推奨し、可能であれば放射線防護設備のある建物内への避難を勧めている。

しかし、柏崎市、刈羽村の PAZ 内にはこのような建築物はごくわずかであり、そのような国の方針が机上の空論であることは明らかである。

十分な屋内退避場所がない状態で、それがあつたことを前提とした避難計画は、ここでも破綻しているのではないか。

今後一般住宅も含めて鉄筋コンクリート化したり、放射線防護施設を爆発的に増加させる計画はあるのか？